

# 第17期 草ヶ江校区まちづくり協議会総会を開催



●福岡市 今岡理事あいさつ

平成21年度の事業報告・決算報告及び監査報告が行われ承認され、引き続き、平成22年度事業計画、並びに予算案が出され可決されました。

本年度は、跡地利用の具体化のため、跡地の「まちづくりガイドライン」や土地利用等を検討するとともに、関係機関との協議を進めていきます。また跡地周辺についても、跡地開発と調和した街並みとなるよう、地権者意向等を把握しながら、地区計画等の導入を検討します。

さらに、跡地の解体工事にあわせた既存樹木の取り扱い検討や、周辺道路整備についての要望、少年科学文化会館、九大ロースクールの誘致などを要望していきます。



●UR都市機構 土橋部長あいさつ

「早麻会長挨拶より」平成21年9月に九州大学六本松キャンパスは閉校しました。平成22年3月12日に九州大学からUR都市機構に譲渡され、跡地整備が本格的に具体的に始動することになりました。

まち協では九大跡地検討委員会を3回開催し、跡地の具体的な建物や広場などの空間配置イメージの検討や、外周道路計画、北側導入機能の検討などを行いました。平成22年3月20日に中間報告会を草ヶ江小学校で開催し、九大跡地に福岡市少年科学文化会館の誘致をまち協として要望していくことを表明し、6月9日に中央区選出議員との意見交換会を実施しました。

平成22年度は、跡地においては、建物の解体や土壌改良などが行われます。また取り壊し前の建物を利用して、建物の耐震実験や人命救助訓練なども行われます。



●総会風景

「まちづくりのガイドライン」の策定は、URが事務局となり、福岡市、司法関係、九大などの公共機関のほか、まち協も参加していく予定です。また、跡地周辺は跡地開発と調和した街並みとなるよう、地権者意向を交えながら検討していきます。

九大跡地利用計画の具体化については、裁判所、検察庁、弁護士会など司法機関とのより具体的な協議が行われます。司法関係の関係者は移転を強く推進していくこと、地域との意見交換を行いながら、まちづくりガイドラインに沿った周辺に配慮した計画づくりを進めていくことを表明されています。また、周辺交通の整備について、引き続き国土交通省や県警等との協議が行われます。

平成22年度は、跡地においては、建物の解体や土壌改良などが行われます。また取り壊し前の建物を利用して、建物の耐震実験や人命救助訓練なども行われます。

六本松  
まちづくり  
草ヶ江  
第15号

発行  
草ヶ江校区  
まちづくり協議会  
事務局  
福岡市中央区六本松1-11-1  
草ヶ江公民館内  
☎741-7998



◇子ども未来局長、住宅都市局長へ市長宛 要望書提出：2010.07.12

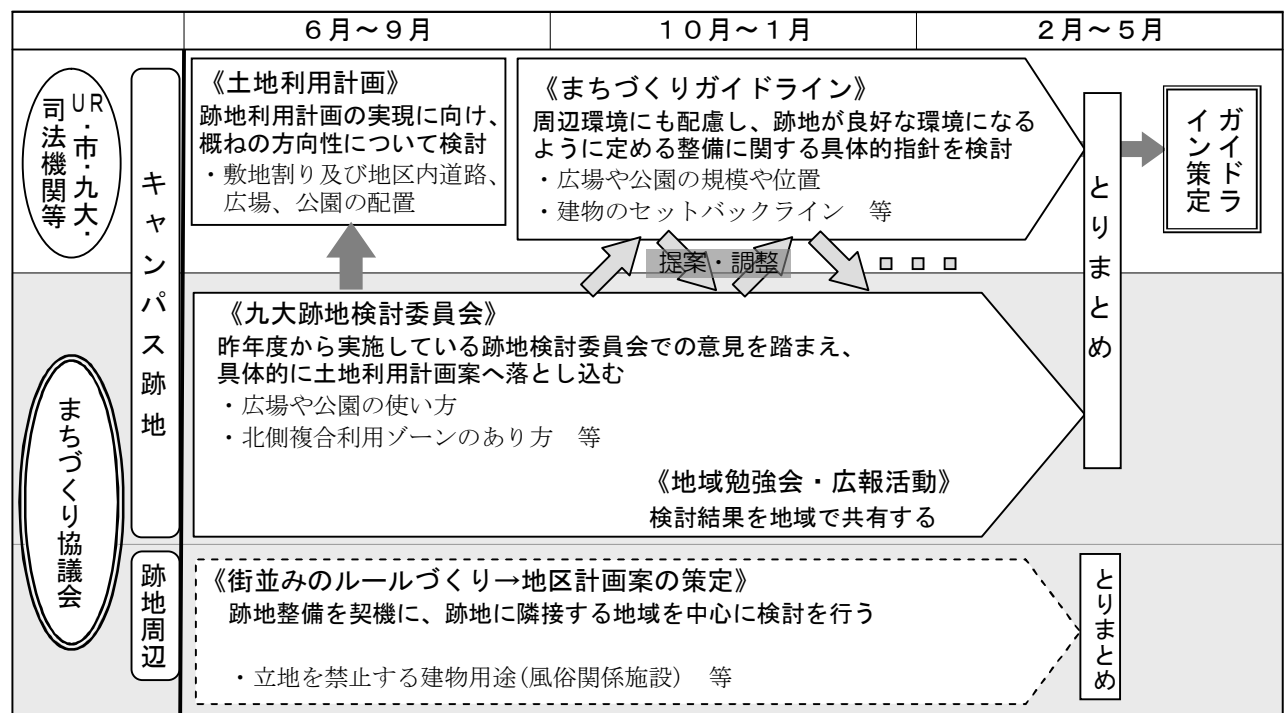


◇光安議長への要望書提出：2010.07.12



## 第17期(平成22年度)活動方針

### ①九大跡地及び周辺まちづくりの検討



### ②六本松交差点を始めとする道路混雑の改善の継続的な取り組み

・昨年に引き続き、六本松交差点周辺を始め、九大跡地計画と連動した周辺道路網の改善等について、関係機関に要請していきます。

### ③花を育てる会の支援

・フラワーポットの管理を行っている「花を育てる会」の支援を行います。

■今回の記事につき、ご意見、ご感想などありましたら、草ヶ江公民館のまち協ボックスにお寄せください。

(氏名) \_\_\_\_\_

(ご意見) \_\_\_\_\_

(住所) \_\_\_\_\_

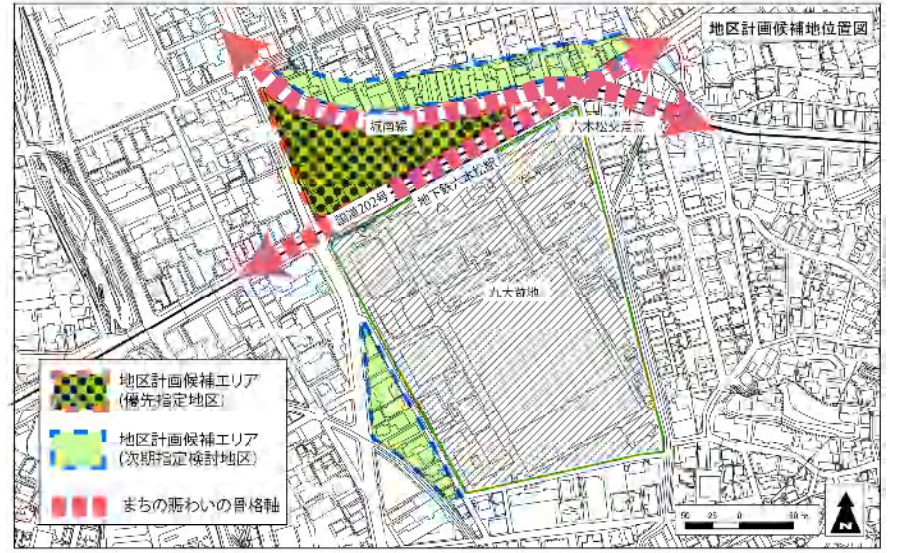
(電話) \_\_\_\_\_



# 跡地周辺地区のまちづくりの具体化……地区計画などの導入可能性の検討

まち協では平成18年度に、「草ヶ江校区まちづくり計画書」を策定し、主要な道路沿道において、「街並みのルール」などを定め、安全・安心で魅力的なまちづくりを進めていくことを目標として掲げました。九大跡地においては、同様の目的で「まちづくりのルール」を定めることとなっています。そこで、草ヶ江校区の中心地である跡地周辺地区においても、跡地と調和のとれた、安全・安心で魅力的なまちづくりを進める必要があります。

このための手法として、「地区計画」などの方法が考えられます。具体的には下記に示すような『風俗営業施設の立地禁止』や『歩道に面する部分の壁面の後退』などのルールを定めることが考えられます。そこで、「まちづくりのルール」の必要性や内容の説明、このための住民意見交換会やアンケート調査を行うとともに、将来のまちの姿を探っていくための検討会やまちづくりのワークショップなどを実施し、「まちづくりのルール」づくりを進めていくこととします。



## 【まちづくりのルールづくりの必要性】

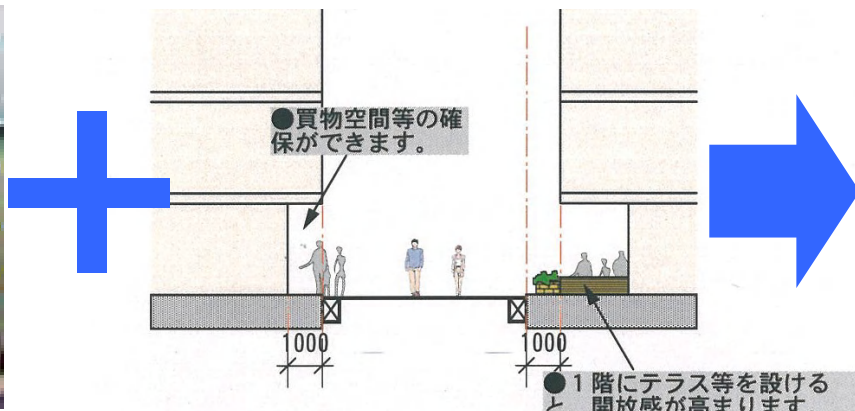
- 現在の用途地域の商業地域→パチンコ店、ゲームセンターなどの風俗営業施設の立地が可能です。
- 跡地 →地区計画により風俗営業施設の立地を禁止する予定です。
- 跡地周辺 →草ヶ江校区のまちづくりのテーマである、「文化的で落ちついたまち」、「緑豊かで開放的なまち」、「住まいと賑わいが共存するまち」、「安全・安心のまち」の実現のためにも、風俗営業施設が立地できないようなまちづくりのルールを定めることが望まれます。
- 跡地の北側の国道202号と城南線に面するエリア→草ヶ江校区の中心的商業・サービス地区となっており、安全で快適な歩行者空間の形成が特に必要とされていることから、建物の1階部分などにおいてセットバック（壁面後退）を行い、歩道に面する建物前面にゆとり空間の確保することが望まれます。

## ■検討内容のイメージ■

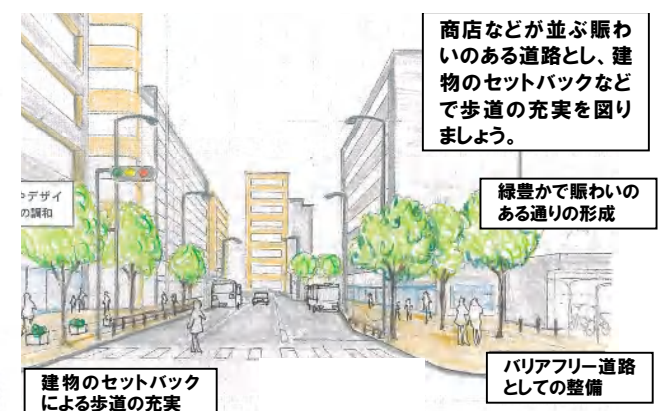
◇パチンコ店などの立地が規制できます。



◇壁面をセットバックし、歩行空間を充実させることができます。



◇安全・安心で魅力的なまちづくりを進めましょう。



# 解体工事に伴う既存樹木の取り扱いについて、まち協に対し、URの説明会が開催されました。

平成22年8月24日（火）に、解体工事に伴う既存樹木の取り扱いについて、UR都市機構が、樹木医など専門家の樹木評価をもとに、保存するのか伐採するのか判断した結果について、キャンパス跡地で実際に樹木を見ながら、まち協メンバーが説明を受けました。

●当日の現地説明風景



●解体工事で移設が必要な範囲の樹木分布



跡地には全体で約540本の樹木がありますが、今回の対象は解体工事の支障になるもので約220本が対象です。外周部はほとんど今回工事の対象外となっており、今後改めて説明等が行われる予定です。

UR都市機構の説明では、まちづくりコンセプトとしている「緑をつなぐ」という考えの元、移植可能な樹木については、利活用を行うとのことでした。

地域の関心の高い緑の取り扱いだけに、移植できるもの、やむを得ず伐採せざるを得ないもの等の判断根拠

●古賀樹木医による評価結果の説明



や、伐採した樹木のリサイクル等について、参加したまち協メンバーの多くが説明に熱心に耳を傾けていました。今回の説明を受け、URに要請し、周辺地域の方を対象とした説明会を10月2日に開催することとなりました。

キリトリセン

## ■ご意見記入欄（裏）

---



---



---



---